

佐賀県障害児通所給付費等不服審査会条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第二十七号

佐賀県障害児通所給付費等不服審査会条例

(設置)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十八条第一項の規定に基づき、児童福祉法第五十六条の五の五第一項の審査請求の事件を取り扱わせるため、佐賀県障害児通所給付費等不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(委員の定数)

第二条 審査会の委員の定数は、十人以内とする。

(会長)

第三条 審査会の会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(合議体を構成する委員の定数)

第四条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四十四条の六第三項の合議体を構成する委員の定数は、五人とする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。

(補則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。